





第72号

登録番号 (4) 1
 令和4年5月31日
 東京都第一市街地整備事務所
 中央区勝どき1丁目7番3号
 第一市街地整備事務所ホームページ
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/daiichiseibi/index.html>

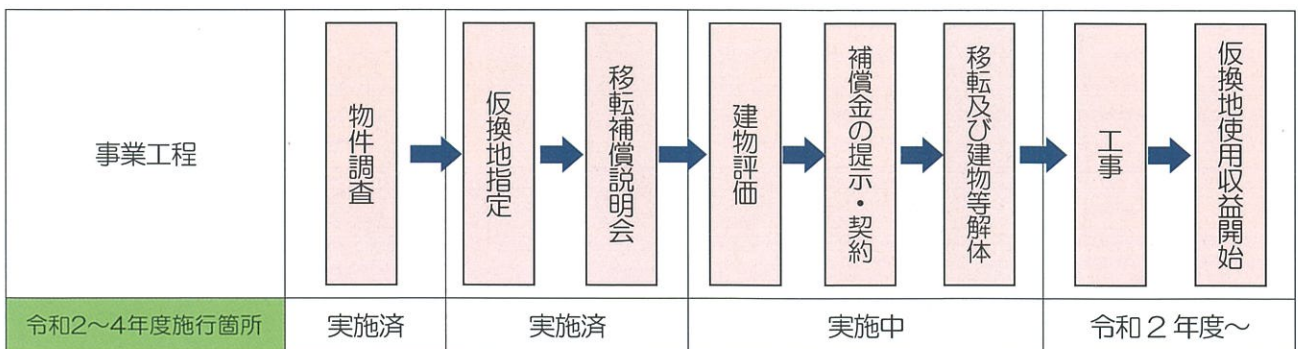
今後の年度別施行箇所について

六町地区では、地区全域の移転・工事に着手し、裏面の年度別施行箇所図に基づいて事業に取り組んでおります。

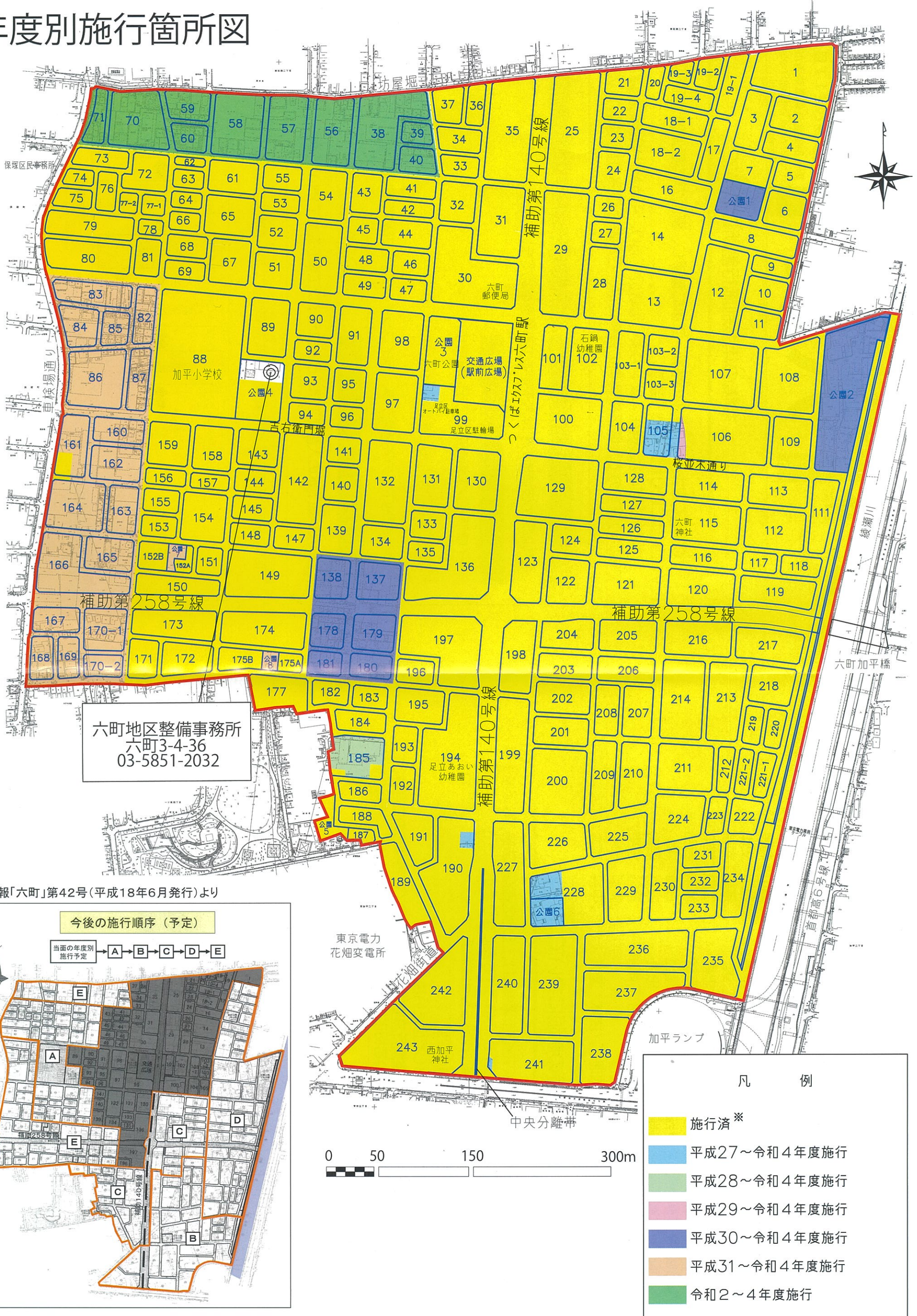
工事については、現在、以下のような状況であり、引き続き安全に配慮して進めてまいりますので、関係権利者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成27～令和4年度施行箇所	平成28～令和4年度施行箇所
今秋以降の仮換地の引継ぎ予定で工事等を進めてまいります。	
平成30～令和4年度施行箇所	
ライフライン工事を進めてまいります。	
平成31～令和4年度施行箇所	
土壌及び地下水の入替え工事、ライフライン工事を進めてまいります。	
令和2～4年度施行箇所	
土壌及び地下水の入替え工事、ライフライン工事を進めてまいります。	

移転補償から工事後の仮換地使用収益開始までの一般的な工程は、以下のとおりです。

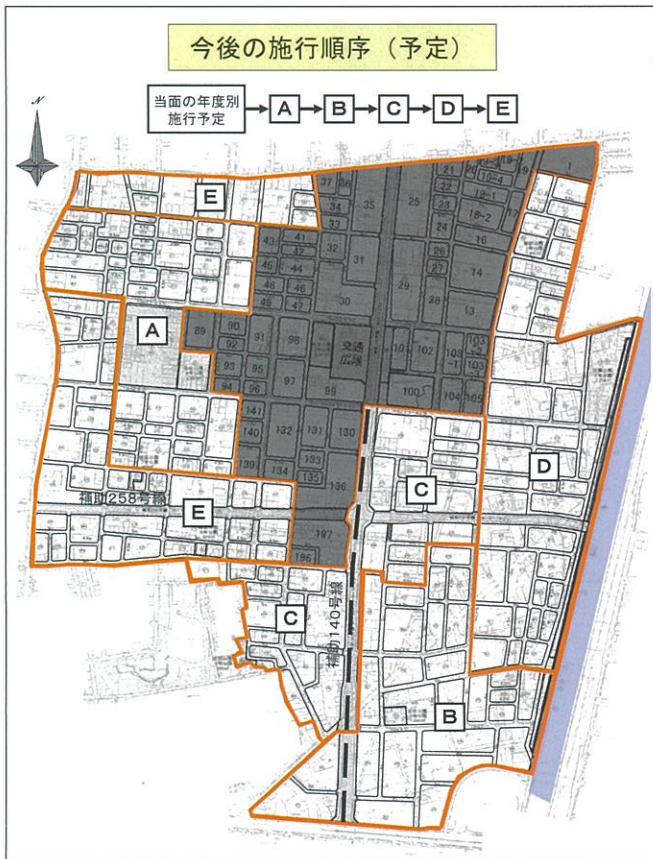


年度別施行箇所図



六町地区整備事務所
六町3-4-36
03-5851-2032

広報「六町」第42号(平成18年6月発行)より



凡 例	
	施行済*
	平成27～令和4年度施行
	平成28～令和4年度施行
	平成29～令和4年度施行
	平成30～令和4年度施行
	平成31～令和4年度施行
	令和2～4年度施行

* 『施行済』とは、仮換地または道路が完成した箇所です。(一部暫定整備を含む。)

職員の異動がありました

【令和4年4月1日付】

	【新】	【旧】
所長	佐々木 啓文	飯沼 健一
副所長兼管理課長	松崎 浩一	阪本 虎男
管理課調査清算担当課長代理	竹内 和絵	松澤 禎
補償課補償総括担当課長代理	曾根 悟	武谷 智規
補償課補償担当課長代理	小林 亮哉	曾根 悟
補償課移転総括担当課長代理	古堅 玄一郎	高山 和良
事業課長	竹市 基治	鯨岡 史歩
事業課六町換地担当課長代理	橋谷 崇	須藤 和哉
六町地区整備事務所長	山木 忠嘉	堀内 雅則
六町地区整備事務所工務担当課長代理	内富 義彰	坂本 吉弘
六町地区整備事務所工務担当課長代理	小宮 隆士	武田 尚
六町地区整備事務所設計担当課長代理	桑谷 忠吏	内富 義彰
六町地区整備事務所工事担当課長代理	武田 尚	桑谷 忠吏
六町地区整備事務所工事担当課長代理	—	廣瀬 伸一
六町地区整備事務所渉外担当課長代理	浅井 達弥	中村 雄大

建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

ただし、原則として従前地における建築行為等はできませんので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。なお、建物の老朽化により危険な状態になるなど、特別な事情がある場合は、別途ご相談ください。

消費税率改正に伴う対応について（移転補償金）

旧税率（8%）で補償契約された方のうち、平成30年10月1日以降に仮換地の使用収益が開始され、新築工事等に新税率（10%）が適用された場合は、増税相当分を追加補償させていただいております。上記に該当する方には、順次、ご案内を発送しておりますのでご確認ください。

工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画、物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
仮換地指定証明について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課六町換地担当	03-5851-2032 03-3534-3427
工事施工承認申請など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032